

頁	中間案	最終案																								
	<p style="text-align: center;"><b>目 次</b></p> <p><b>第2章 各分野別施策の基本方向</b></p> <p>I 障害のある人もない人も地域で安心して暮らせる社会</p> <p>II 希望に添って働き続けることができる社会</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>6 保健・医療の推進</u></p> <p style="padding-left: 20px;">7 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>III 文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性を活かして活躍できる社会</p>	<p style="text-align: center;"><b>目 次</b></p> <p><b>第2章 各分野別施策の基本方向</b></p> <p>I 障害のある人もない人も<u>地域の担い手となり</u>、地域で安心して暮らせる社会</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>6 保健・医療の推進</u></p> <p>II 希望に添って働き続けることができる社会</p> <p style="padding-left: 20px;">7 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>III <u>生涯を通じて学び続けられる</u>とともに、文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性を活かして活躍できる社会</p>																								
2	<p><b>第1章 計画の基本的な考え方</b></p> <p>1 計画の概要</p> <p>(1) 計画策定の背景及び趣旨</p> <p>【障害者施策に関する主な法律等の整備状況】</p> <table border="1" data-bbox="277 1123 1128 1422"> <thead> <tr> <th>年 月</th> <th>法律名・概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成27<u>年度</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成28<u>年度</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成29<u>年度</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成30<u>年度</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年 月	法律名・概要	平成26年		平成27 <u>年度</u>		平成28 <u>年度</u>		平成29 <u>年度</u>		平成30 <u>年度</u>		<p><b>第1章 計画の基本的な考え方</b></p> <p>1 計画の概要</p> <p>(1) 計画策定の背景及び趣旨</p> <p>【障害者施策に関する主な法律等の整備状況】</p> <table border="1" data-bbox="1164 1123 2016 1422"> <thead> <tr> <th>年 月</th> <th>法律名・概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成27<u>年</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成28<u>年</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成29<u>年</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成30<u>年</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年 月	法律名・概要	平成26年		平成27 <u>年</u>		平成28 <u>年</u>		平成29 <u>年</u>		平成30 <u>年</u>	
年 月	法律名・概要																									
平成26年																										
平成27 <u>年度</u>																										
平成28 <u>年度</u>																										
平成29 <u>年度</u>																										
平成30 <u>年度</u>																										
年 月	法律名・概要																									
平成26年																										
平成27 <u>年</u>																										
平成28 <u>年</u>																										
平成29 <u>年</u>																										
平成30 <u>年</u>																										

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
3	<p><b>(3) 施策を進めるにあたっての横断的視点</b></p> <p><b>⑤ PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進</b></p> <p>障害者施策の実施にあたっては、PDCAサイクルを構築し、着実に実行するとともに、施策の不断の見直しを行っていく。</p> <p>また、障害者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、市町村等との適切な連携及び役割分担の下で、障害者施策を実施する。</p> <p>さらに、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、<u>こども</u>・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害者施策に関する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的・計画的な施策の展開を図る。</p>	<p><b>(3) 施策を進めるにあたっての横断的視点</b></p> <p><b>⑤ PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進</b></p> <p>障害者施策の実施にあたっては、PDCAサイクルを構築し、着実に実行するとともに、施策の不断の見直しを行っていく。</p> <p>また、障害者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、市町村等との適切な連携及び役割分担の下で、障害者施策を実施する。</p> <p>さらに、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、<u>子ども</u>・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害者施策に関する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的・計画的な施策の展開を図る。</p>
4	<p><b>(7) 分野別の施策体系</b></p> <p><b>I 障害のある人もない人も地域で安心して暮らせる社会</b></p> <p>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>① 意思決定支援の推進</p> <p>② 相談支援体制の整備</p> <p>③ 地域移行支援、在宅サービス等の充実</p> <p>④ 障害のある<u>こども</u>に対する支援の充実</p> <p>⑤ 障害福祉サービスの質の向上等</p>	<p><b>(7) 分野別の施策体系</b></p> <p><b>I 障害のある人もない人も<u>地域の担い手となり</u>、<u>地域</u>で安心して暮らせる社会</b></p> <p>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>① 意思決定支援の推進</p> <p>② 相談支援体制の整備</p> <p>③ 地域移行支援、在宅サービス等の充実</p> <p>④ 障害のある<u>子ども</u>に対する支援の充実</p> <p>⑤ 障害福祉サービスの質の向上等</p>

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	<p>⑥ 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等</p> <p>⑦ 障害福祉を支える人材の育成・確保</p> <p><b>II 希望に添って働き続けることができる社会</b></p> <p><u>6 保健・医療の推進</u></p> <p>① 保健・医療の充実等</p> <p>② 保健・医療を支える人材の育成・確保</p> <p>③ 難病に関する保健・医療施策の推進</p> <p>④ 精神保健・医療の適切な提供等</p> <p>7 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>① 総合的な就労支援</p> <p>② 経済的自立の支援</p> <p>③ 障害者雇用の促進</p> <p>④ <u>障害者特性</u>に応じた就労支援及び多様な就業の<u>機会の確保</u></p> <p>⑤ 福祉的就労の充実</p> <p><b>III 文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性を活かして活躍できる社会</b></p>	<p>⑥ 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等</p> <p>⑦ 障害福祉を支える人材の育成・確保</p> <p><u>6 保健・医療の推進</u></p> <p>① 保健・医療の充実等</p> <p>② 保健・医療を支える人材の育成・確保</p> <p>③ 難病に関する保健・医療施策の推進</p> <p>④ 精神保健・医療の適切な提供等</p> <p><b>II 希望に添って働き続けることができる社会</b></p> <p>7 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>① 総合的な就労支援</p> <p>② 経済的自立の支援</p> <p>③ 障害者雇用の促進</p> <p>④ <u>障害特性</u>に応じた就労支援及び多様な就業の<u>機会の確保</u></p> <p>⑤ 福祉的就労の充実</p> <p><b>III <u>生涯を通じて学び続けられるとともに、文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性を活かして活躍できる社会</u></b></p>

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
8	<p><b>第2章 各分野別施策の基本方向</b></p> <p><b>I 障害のある人もない人も地域で安心して暮らせる社会</b></p> <p><b>1 安全・安心な生活環境の整備</b></p> <p><b>(1) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進</b></p> <p>こどもや高齢者、障害のある人をはじめ誰もが暮らしやすい人にやさしいまちづくりを推進するため、施設のバリアフリー情報の提供やおもいやり駐車場の利用証制度の推進に取り組みます。</p>	<p><b>第2章 各分野別施策の基本方向</b></p> <p><b>I 障害のある人もない人も<u>地域の担い手となり</u>、地域で安心して暮らせる社会</b></p> <p><b>1 安全・安心な生活環境の整備</b></p> <p><b>(1) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進</b></p> <p>こどもや高齢者、障害のある人をはじめ誰もが暮らしやすい人にやさしいまちづくりを推進するため、施設のバリアフリー情報の提供やおもいやり駐車場の利用証制度の推進に取り組みます。</p>
10	<p><b>2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</b></p> <p><b>(1) わかりやすい情報の提供</b></p> <p>○ 視覚や聴覚に障害のある人が日常生活上の必要な情報を容易に得て、また、発信できるように、点字図書館などの充実に努めます。</p>	<p><b>2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</b></p> <p><b>(1) わかりやすい情報の提供</b></p> <p>○ 視覚や聴覚に障害のある人が日常生活上の必要な情報を容易に得て、また、発信できるように、点字図書館などの充実に<u>利用促進</u>に努めます。</p>
11	<p><b>(4) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等</b></p> <p>府民だよりや京都府ホームページにおいて、障害のある人も利用しやすいものとなるようにするとともに、援助や配慮が必要なことが外見からは分かりにくい方が、周囲から援助等を受けやすくなるよう、ヘルプマークの普及を促進します。</p>	<p><b>(4) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等</b></p> <p>府民だよりや京都府ホームページ等を障害のある人も利用しやすくとともに、援助や配慮が必要なことが外見からは分かりにくい方が、周囲から援助等を受けやすくなるよう、ヘルプマークの普及を促進します。</p>

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
12	<p><b>3 防災、防犯等の推進</b>  <b>【基本的考え方】</b>            障害のある人が地域社会において、<u>安全に安心して暮らす</u>ことができるよう、防災対策を推進するとともに、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。</p>	<p><b>3 防災、防犯等の推進</b>  <b>【基本的考え方】</b>            障害のある人が地域社会において、<u>安心して安全に暮らす</u>ことができるよう、防災対策を推進するとともに、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。</p>
15	<p><b>4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</b>  <b>(2) 障害を理由とする差別の解消の推進</b>  <span style="color: red;">(追記)</span></p> <p style="text-align: right;"><span style="color: red;">(追記)</span></p>	<p><b>4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</b>  <b>(2) 障害を理由とする差別の解消の推進</b></p> <p>○ <u>障害のある女性を含む性暴力の被害者や配偶者等からの暴力の被害者に対し、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都SARA」や、配偶者暴力相談支援センターにおいて相談支援を行います。</u></p> <p>○ <u>旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方に対する一時金の支給については、都道府県が請求の受付等を行っており、着実に支給が行われるよう、広く周知等に努めます。</u></p>
16	<p><b>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</b>  <b>(2) 相談支援体制の整備</b>            ○ <u>ゲートキーパーの養成研修、気軽に話ができる居場所づくり等を進めるとともに、精神保健福祉総合</u></p>	<p><b>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</b>  <b>(2) 相談支援体制の整備</b>            ○ <u>気軽に話ができる居場所づくり等を進めるとともに、精神保健福祉総合センターや保健所等の心の</u></p>

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
17	<p>センターや保健所等の心の健康相談の充実、地域で相談に応じる「こころの健康推進員」の養成、夜間・休日の電話相談の充実等により、身近な相談体制を整備します。</p> <p style="text-align: right;">(追記)</p>	<p>健康相談の充実、地域で相談に応じる「こころの健康推進員」の養成、夜間・休日の電話相談の充実等により、身近な相談体制を整備します。</p> <p>○ <u>障害のある女性を含む性暴力の被害者や配偶者等からの暴力の被害者に対し、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都SARA」や、配偶者暴力相談支援センターにおいて相談支援を行います。&lt;再掲4(2)&gt;</u></p>
19 20	<p><b>(4) 障害のある<u>子ども</u>に対する支援の充実</b></p> <p>○ <u>発達障害のある乳幼児のスクリーニングから相談、保育所等への保育支援など、発達障害のある乳幼児を早期に発見し、的確な療育が受けられるよう支援します。</u></p> <p><u>また、発達障害のある児童の保護者を支援するため、ペアレントトレーニング等を実施できる人材の養成などを府内で幅広く展開します。</u></p> <p>○ 就学前までの<u>子ども</u>の発育・発達の支援に関わる従事者を対象に、各保健所が地域の特性に応じ、<u>子ども</u>の発育・発達の支援に関わる研修会等を企画・実施します。</p>	<p><b>(4) 障害のある<u>子ども</u>に対する支援の充実</b></p> <p>○ 乳幼児のスクリーニングから発達障害のある乳幼児を早期に発見し、<u>個々の状態に応じた適切な支援が受けられるよう、保育所等への保育支援やペアレントトレーニングの実施を行う市町村への支援を行うとともに、実施できる人材養成などを幅広く展開します。</u></p> <p>○ 就学前までの<u>子ども</u>の発育・発達の支援に関わる従事者を対象に、各保健所が地域の特性に応じ、<u>子ども</u>の発育・発達の支援に関わる研修会等を企画・実施します。</p>

「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
	(追記)	○ <u>学齢期前までの視覚障害児に基本的な生活習慣の取得、集団生活などの訓練を行い、社会生活に適応するための基礎習得を支援するとともに、保護者に対する相談支援等を実施します。</u>
22	<b>II 希望に添って働き続けることができる社会</b> <b><u>6 保健・医療の推進</u></b>	<b><u>6 保健・医療の推進</u></b>
25	<b>7 雇用・就業、経済的自立の支援</b> <b>(3) 障害者雇用の促進</b>  (追記)	<b>II 希望に添って働き続けることができる社会</b> <b>7 雇用・就業、経済的自立の支援</b> <b>(3) 障害者雇用の促進</b> ○ <u>障害のある人を雇用するために必要となる施設又は設備等の整備及び定着の取組をする事業主に対して、必要な整備に要する経費を補助することにより、障害のある人の安定的な雇用の確保と就労の機会の拡大を図ります。</u>
26	<b>(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保</b> ○ 京都ジョブパーク「はあとふるコーナー」を中心に、相談から就職準備支援、職場体験・実習、職場定着支援まで、福祉、教育、医療など様々な関係機関と連携し、障害の特性に応じたきめ細かな就労支援を行います。＜再掲 8(1)＞	<b>(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保</b> ○ 京都ジョブパーク「はあとふるコーナー」を中心に、相談から就職準備支援、職場体験・実習、職場定着支援まで、福祉、教育、医療など様々な関係機関と連携し、障害の特性に応じたきめ細かな就労支援を行います。＜再掲 7(1)＞



「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案
28	<p><b>Ⅲ 文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性を活かして活躍できる社会</b></p> <p><b>9 生涯を通じて学び続けられる環境の整備</b></p> <p><b>(1) インクルーシブ教育システムの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障害を含む障害のある<u>こども</u>への就学前から高校卒業後までの一貫した支援を行うため、京都府スーパーサポートセンターを<u>設置</u>し、関係機関と連携を図り、<u>こども・保護者・教員・地域</u>を支援します。</li> <li>○ 地域の学校等に在籍する障害のある<u>こども</u>への教育相談等を行うため、<u>各府立特別支援学校への地域支援センターの設置及び地域支援コーディネーターの配置</u>を行います。</li> </ul>	<p><b>Ⅲ <u>生涯を通じて学び続けられるとともに</u>、文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性を活かして活躍できる社会</b></p> <p><b>9 生涯を通じて学び続けられる環境の整備</b></p> <p><b>(1) インクルーシブ教育システムの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障害を含む障害のある<u>子ども</u>への就学前から高校卒業後までの一貫した支援を行うため、京都府スーパーサポートセンターを<u>核</u>に、関係機関と連携を図り、<u>子ども・保護者・教員・地域</u>を支援します。</li> <li>○ <u>各府立特別支援学校に設置された地域支援センターの専門的な知識や技術を活用し</u>、<u>地域の学校等に在籍する障害のある子どもへの教育相談等の支援</u>を行います。</li> </ul>
29	<p><b>(2) 教育環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>障害により、特に支援を必要とする児童生徒が在籍する学校において、支援体制の充実を図るため非常勤講師を配置</u>します。</li> </ul>	<p><b>(2) 教育環境の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>小・中学校の通常学級に在籍する発達障害等の児童生徒に対して、適切な教育的支援や支援体制の整備等を行うため、非常勤講師を配置し、特別支援教育の充実を図り</u>ます。</li> </ul>
30	<p><b>(4) 交流及び共同学習の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豊かな自然の中で、障害のある<u>こども</u>が障害のな</li> </ul>	<p><b>(4) 交流及び共同学習の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豊かな自然の中で、障害のある<u>子ども</u>が障害のな</li> </ul>



「第4期京都府障害者基本計画（最終案）」新旧対照表

頁	中間案	最終案												
	<p>い<u>こども</u>とともに自然体験活動を通して、多様な立場を理解し、心のふれあいを深め、支援する心や主体性を培う「みどりキャンプ」を実施します。</p> <p>○ 特別支援学校に通う<u>こども</u>たちが地域共生社会で暮らしていくために、特別支援学校についての理解や関心を高める取組を行うとともに、地域住民とのネットワーク作りを進め、学校と地域住民が力を合わせた学校運営を目指します。</p>	<p>い<u>子ども</u>とともに自然体験活動を通して、多様な立場を理解し、心のふれあいを深め、支援する心や主体性を培う「みどりキャンプ」を実施します。</p> <p>○ 特別支援学校に通う<u>子ども</u>たちが地域共生社会で暮らしていくために、特別支援学校についての理解や関心を高める取組を行うとともに、地域住民とのネットワーク作りを進め、学校と地域住民が力を合わせた学校運営を目指します。</p>												
31	<p><b>(別表) 京都府障害者基本計画関連成果目標</b></p> <table border="1" data-bbox="277 738 1137 983"> <thead> <tr> <th data-bbox="277 738 564 836">施策項目</th> <th data-bbox="564 738 851 836">現状 (直近の値)</th> <th data-bbox="851 738 1137 836">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="277 836 564 983">自殺死亡率(人口10万人当たり自殺者数)</td> <td data-bbox="564 836 851 983">13.2(平成30年)</td> <td data-bbox="851 836 1137 983"><u>16.2 以下(令和2年)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; color: red;">(追記)</p>	施策項目	現状 (直近の値)	目標	自殺死亡率(人口10万人当たり自殺者数)	13.2(平成30年)	<u>16.2 以下(令和2年)</u>	<p><b>(別表) 京都府障害者基本計画関連成果目標</b></p> <table border="1" data-bbox="1164 738 2024 983"> <thead> <tr> <th data-bbox="1164 738 1451 836">施策項目</th> <th data-bbox="1451 738 1738 836">現状 (直近の値)</th> <th data-bbox="1738 738 2024 836">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 836 1451 983">自殺死亡率(人口10万人当たり自殺者数)</td> <td data-bbox="1451 836 1738 983">13.2(平成30年)</td> <td data-bbox="1738 836 2024 983">※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ <u>直近の値(平成30年)が、平成27年度策定の「京都府自殺対策推進計画」で設定した目標値を既に達成しているため、令和2年度に予定している次期京都府自殺対策推進計画の目標値を設定する予定です。</u></p>	施策項目	現状 (直近の値)	目標	自殺死亡率(人口10万人当たり自殺者数)	13.2(平成30年)	※
施策項目	現状 (直近の値)	目標												
自殺死亡率(人口10万人当たり自殺者数)	13.2(平成30年)	<u>16.2 以下(令和2年)</u>												
施策項目	現状 (直近の値)	目標												
自殺死亡率(人口10万人当たり自殺者数)	13.2(平成30年)	※												
32														